

Annual Report 2022

令和4年度事業報告書





CONTENTS

法人の長の理念や運営上の方針・
戦略等

1 理事長メッセージ 3

法人の目的等

2 法人の目的・業務内容 7
3 政策体系における法人の位置付け・役割 8
4 中期目標・中期計画・年度計画 9

公共性の高いサービスが持続的に
提供されるかの判断に資する情報

5 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 13
6 業務運営上の課題・リスク及びその対応策 19

業務の適正な評価に資する情報

7 業務の適正な評価の前提情報 20
8 業務の成果と使用した資源との対比 27

財政状態の適正な把握に資する情報

9 予算と決算との対比 28
10 財務諸表の要約 29

法人の基本情報等

11 法人の基本情報 35
12 参考情報 37



目的

近年、都市化、情報化、少子化等が進み、青少年を取り巻く環境は大きく急激に変化しています。また、グローバル化の進展は、世界と我が国との距離を縮め、多様な価値観を持つ人たちとの共生が求められています。

独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)は、我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

法人の理念

Mission

<使命>

- ・青少年教育の振興
- ・健全な青少年の育成

Vision

<目指すもの>

青少年一人ひとりが幸福を追求できる
持続可能な社会を実現する

Value

<価値観、行動指針>

7Cs

Commitment

<公約>

私たちはミッション・ビジョンを達成するために、
28施設が一つの船に乗って
7Csを羅針盤に
七つの海(7Seas)を渡っていきます



①Curiosity

私たちは、何事にも好奇心を持ち、

②Change

枠にとらわれずに変化し

③Challenge

失敗を恐れずにチャレンジします。

④Care

私たちは、すべての人たちを思いやり

⑤Communication

多様性を重んじ、対話と共感を大切にします。

⑥Collaboration

私たちは、多様な人々や組織と協働し

⑦Creativity

青少年のさらなる体験の場を創造していきます。

1. 理事長メッセージ

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 古川 和



はじめに

機構は、我が国における「青少年教育の振興」及び「健全な青少年の育成」を図るための青少年教育政策の実施機関として、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青少年交流の家、独立行政法人国立青少年自然の家の3つの法人が統合し、2006(平成18)年に発足しました。

全国各地に山・川・海の自然あふれる27の地方施設(国立青少年交流の家・自然の家)と東京都に都市型の青少年教育施設である国立オリンピック

記念青少年総合センターを有し、自然体験活動や集団宿泊活動をはじめ、科学・文化芸術・国際交流といった多様な体験活動の機会と場を提供しています。

また、国の政策実現に向けた取組として、SDGs達成の担い手を育む教育である「ESD(持続可能な開発のための教育)」の推進や国土強靱化への対応、地域との連携・協働の推進による地域貢献等の取組も進めています。

青少年教育のナショナルセンターとしての機構

現代は、VUCA※の時代と表現され、少し先の未来も見通すことが難しくなり、新型コロナウイルス感染症の影響やChatGPTに代表される生成AI等の出現により、ますます複雑な世界になってきました。

このような中、持続可能な社会の創り手である子供たちを育成していくためには、新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力を身に付けていくことが必要であり、これらの力の育成には「リアルな体験活動」が重要です。

このため、青少年教育のナショナルセンターである機構には、「誰一人取り残すことなく、全ての子

供たちに良質な体験を提供すること」が求められています。

社会の多様化が進む中、障害の有無や文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

ただし、「個」の力だけで全てを解決することは難しく、力を合わせて取り組むことが必要です。国立青少年教育施設は、学校教育を補完しつつ、社会教育施設、企業、団体、地方公共団体等との連携によって、青少年を取り巻く様々な課題の解決に取り組んでまいります。

※Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)

全ての子供たちに良質な体験を

文部科学省は、令和4年2月に公表した「教育進化のための改革ビジョン」に基づき、コロナ禍で縮小してしまった「リアルな体験」の機会を充実させるため、令和4年度を「体験活動推進元年」、そして令和6年度までを「体験活動推進重点改革3か年」と位置付け、体験活動の重要性を訴えています。

また、企業と連携した子供たちの「リアルな体験」機会の充実を全国規模で推進するため、同年6月に、末松前文部科学大臣が「子供の体験活動推進宣言」を発表しました。

こうした国の動きを受け、機構ではこれまで以上に、企業等との連携による体験活動を推進しています。

子供の体験活動推進宣言

次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力を身に付けていくためにもリアルな体験活動は重要です。しかしながら、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足しています。さらにコロナ禍でこの傾向に拍車がかかり、また、家庭の経済環境によって体験機会に格差が生じているとの指摘もあります。今こそ、異年齢交流や職業体験、自然体験、ボランティア体験等、子供たちに豊かな体験機会を提供するため官民が一体となって取り組まねばなりません。

文部科学省は子供たちの体験活動を推進するため、経済界と連携して以下を目指した取組を進めます。

- 一、 経済界の協力を得て、子供の体験活動の量的・質的な充実を目指します。
- 一、 働く人が学校や地域の活動に参加しやすい環境づくりを目指します。
- 一、 経済界との対話を促進し、体験活動における学校と地域・企業の連携体制の構築を目指します。

令和4年6月
文部科学大臣 **末松信介**

企業等との連携による体験活動の推進

第1クール 7月23日～10月31日
第2クール 11月1日～2月28日

お外でリアル体験!!
そとチャレラリー 2022

そとチャレラリーとは、各都道府県ごとに実施される、子供たちが自然の中で様々な体験活動ができるイベントです。

1. モンチャレラリーの体験チケット
2. 野外活動でスタンプをゲット
3. スタンプが集まると賞品が当たる

4種セットランドの体験も実施しているよ!

お外でリアル体験!! そとチャレラリー2022

国立青少年教育振興機構・ボーイスカウト・ガールスカウトが連携し、「お外でリアル体験!!」をコンセプトとしたスタンプラリー。

親子や友達と一緒に、全国各地の国立交流の家・自然の家やボーイスカウト及びガールスカウト各団が提供している様々な野外活動にチャレンジする。

1/21発 福島で雪体験 1/28日の旅

特急・SL×冬の福島
自然・歴史体験ツアー

「子供たちと自然体験を楽しみたい!」「自然の中で思いっきり子供を遊ばせたい!」そんな親子の願いに応えるための体験ツアーです。

電泊1家族1部屋(個室) バスの車内はゆったり利用 距離を保って安心な自然体験

■旅行代金(大人1人) 北平往復・春日駅駅 約20,000円
■体験プログラム 約12,000円

東武鉄道株式会社× 国立青少年教育振興連携事業

機構が有している家族向け企画のノウハウや施設を活用しつつ、東武トップツアーズ株式会社による特急スペーシア、SL大樹への乗車等の内容を盛り込んだ旅行企画。

宿泊先である国立那須甲子青少年自然の家において、広大な雪のフィールドを活かしたスノーアクティビティを実施。

入場無料

たくさんの方々の体験してみよう

TOKYO TAIKEN MARCHE
in SHIBUYA

Presented by **Coltman®**

体験の風 WORK SHOP
ふちチャンピオン

2023 **1.15** [日] 少雨決行

時間: 10:00 - 16:00 開場: 15:30 会場: 渋谷区立神南小学校

東京都 東京都渋谷区 渋谷区 渋谷区

TEL: 03-6407-7706 | tokyo-taikenshiya.go.jp

地域ぐるみで 「体験の風をおこそう」運動

全国の28施設がそれぞれの地域の拠点となって、地域ぐるみで体験活動を推進する取組を展開。

東京都では、企業、大学、渋谷区等で構成する「東京都「体験の風をおこそう」運動実行委員会」を組織し、様々な体験機会を提供する体験マルシェを実施。

経営強化を図るための財源確保の取組

経営強化を図るための財源を確保することを目的として、令和4年度からクラウドファンディングやネーミングライツ事業を新たに実施しています。

クラウドファンディングでは、国立室戸青少年自然の家(高知県)及び国立信州高遠青少年自然の家(長野県)の2施設で実施し、いずれも目標金額を達成しました。

また、ネーミングライツ事業では、株式会社かんぼ生命保険をネーミングライツ事業者に決定し、命名権料として約1千万円を確保しました。

今後も引き続き、財源確保に取り組み、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成に取り組んでまいります。

■海洋活動体験船「くろしお」復活プロジェクト (国立室戸青少年自然の家)

海洋活動体験船「くろしお」は、定員40人ほどの旅客船で、室戸岬の周辺を指導員の解説を聞きながら回遊できる、施設の呼び物となる体験イベントでしたが、エンジンの排気管に損傷が見つかり、運航を見合わせていました。

新型コロナの影響で収入が減り、修繕費(119万円)をまかなうことが難しいことから、クラウドファンディングで寄付を募り、その取組がNHK高知でも報道されるなど注目を集め、約180万円の寄付を得ました。



■株式会社かんぼ生命保険とネーミングライツ契約を締結

令和4年度は、株式会社かんぼ生命保険をネーミングライツ事業者に決定するとともに、株式会社かんぼ生命保険及びNPO 法人全国ラジオ体操連盟と令和4年8月に包括協定を締結しました。

愛称:かんぼ ラジオ体操広場

命名権料:総額 10,263,000円

契約期間:令和4年8月1日～令和7年3月31日

導入施設:

- ①国立磐梯青少年交流の家(福島県)
- ②国立那須甲子青少年自然の家(福島県)
- ③国立中央青少年交流の家(静岡県)
- ④国立淡路青少年交流の家(兵庫県)
- ⑤国立大洲青少年交流の家(愛媛県)



かんぼ生命のwebCM「もっとうごかそう、ラジオ体操で。」篇(フルバージョン)に、国立中央青少年交流の家のラジオ体操シーンが放映。

体験活動を加速化させるための施設整備

機構には築50年以上経過している施設もあり、災害時における避難施設として防災機能の強化が求められるとともに、青少年教育のナショナルセンターとして、多様なニーズに応えるためのユニバーサルデザイン化が喫緊の課題です。

例えば、国立オリンピック記念青少年総合センターでは、大規模な改修工事を行い、Wi-Fi環境の充実を図るとともに、授乳室や幼児用便器、オールジェンダー対応のトイレを設置するなど、共生社会の実現に向け、社会的包摂の推進に努めました。

また、体験活動の場や機会の提供を加速化させるため、人間関係づくりや自己肯定感の向上に効果的なアドベンチャー教育プログラムの専用コースの新設、探究心や創造力を育むSTEAM教育プログラムや食育活動が実施できる調理スペース、幼児向けの遊び場の整備に取り組みました。

これらを整備したうえで、令和5年5月に開催した「春のキッズフェスタ」(約15,000人来場)をはじめ、多くの方にご利用いただく予定です。



アドベンチャー教育
プログラム



幼児向けの遊び場



「春のキッズフェスタ」開催決定概要発表会見

青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を目指して(組織改革)

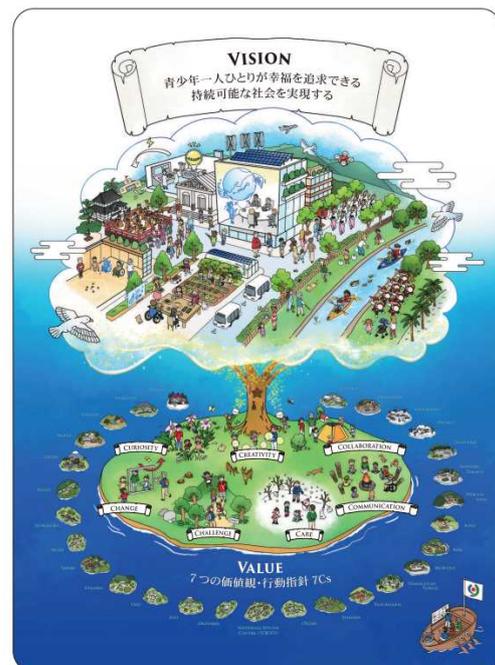
機構では、「青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を実現する」というビジョンのもと、7つのバリュー(価値観・行動指針)を掲げています。(詳細はp.2参照。)

また、内部統制の強化を目的として、経営ビジョン等を組織内の各階層に浸透させるため、役員による内部広報チャンネルを配信しています。

人事評価制度においては、管理職に対し、マネジメント能力の向上、職場環境の改善、組織パフォーマンスの向上のための「気づき」の機会を与えることを目的として、多面評価を導入しました。

さらに、大学や企業などの外部有識者等を講師とした職員向け勉強会「未来塾」を定期的で開催(令和4年度は6回)し、職員の意識改革に取り組みました。また、不妊治療と仕事との両立への理解を深める機会の提供など、働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいます。

今後も、青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を目指して、職員が一丸となって尽力してまいります。引き続き、皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。



機構のビジョン及びバリュー

2. 法人の目的・業務内容

法人の目的

機構は、文部科学省が所管する法人として設立され、「独立行政法人国立青少年教育振興機構法」に基づき、業務を実施しています。

独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成11年法律第167号)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

業務内容

機構は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- ① 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この頁において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この頁において「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。
- ② ①の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。
- ③ ①の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。
- ④ 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- ⑤ 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。
- ⑥ 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- ⑦ 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - ア. 青少年のうちおおむね十八歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
 - イ. 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
 - ウ. インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発
- ⑧ ①～⑦の業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑨ ①～⑧の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、①の施設を一般の利用に供する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け・役割

国立青少年教育振興機構に関する政策体系図

青少年教育の振興及び青少年の健全育成の推進の必要性については、学校教育法をはじめ、以下の法令や政策等において記載されている。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

（義務教育として行われる普通教育）

- 第21条 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

- 第31条 児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。

○社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）

- 第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- （市町村の教育委員会の事務）
第5条14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

○子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

第4 指標の改善に向けた重点施策

- （8）その他の教育支援（多様な体験活動の機会の提供）

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月21日中央教育審議会答申）」

今後の青少年教育施設に求められる役割として、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進するとともに、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化を図る観点も重要。

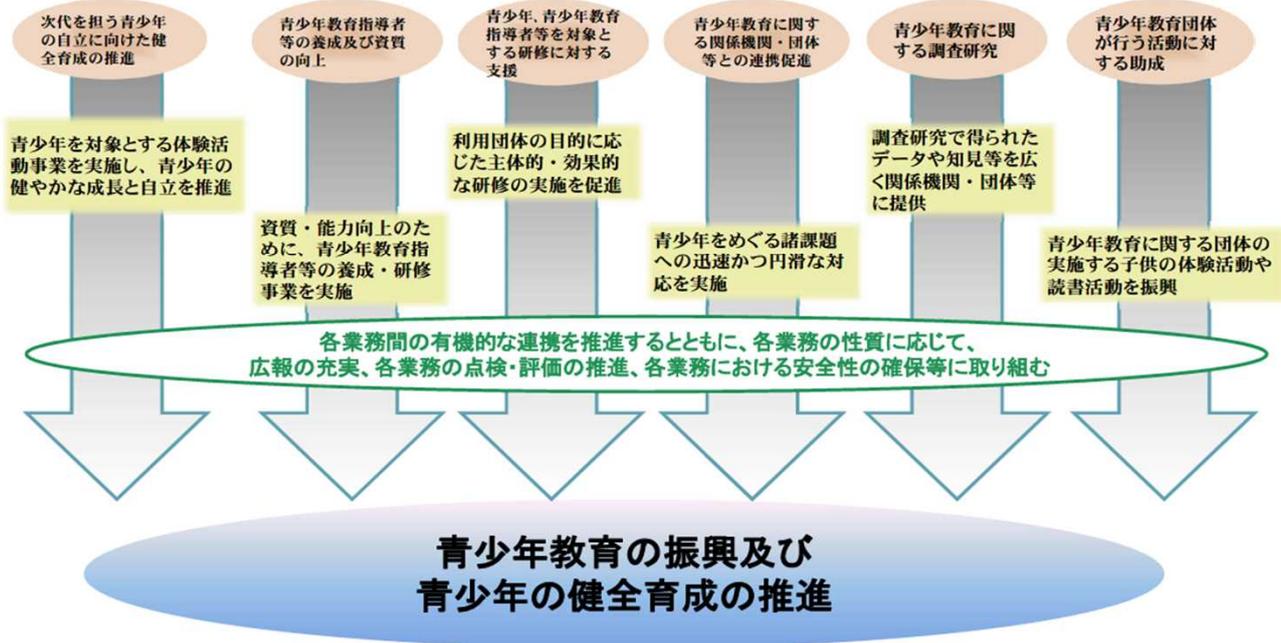
【その他、体験活動の必要性について記載される主な法令等】

子供・若者育成支援推進大綱、第3期教育振興基本計画、学習指導要領



国立青少年教育振興機構の役割

青少年の体験活動等の機会や場の提供、青少年教育指導者等の養成及び資質向上等



（出典）第4期中期目標の別添資料（文部科学省）

4. 中期目標・中期計画・年度計画

中期目標

「独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき業務運営に関する目標(文部科学大臣指示令和3年2月26日改正)」(中期目標)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣により定められています。

第4期中期目標期間は、令和3年度～令和7年度の5年間です。

Web 中期目標 <https://www.niye.go.jp/public/plan.html>

■中期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分(セグメント区分)

事業区分	
青少年教育事業	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進
	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援
	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進
	青少年教育に関する調査研究
青少年教育団体が行う活動に対する助成(基金事業)	

中期計画・年度計画

機構は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画及び令和4年度計画との関係は以下のとおりです。

中期計画	年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。 ○ そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。 ○ 教育事業については、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。 	<p>(同左)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育事業について、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得る。 ○ 教育事業を中期目標期間中に延べ1,100事業以上実施する。 ○ 地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ27事業以上を実施する。 ○ 課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携した体験活動事業について、中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。 ○ グローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得る。 </div>

中期計画	年度計画
<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。 ○ 毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。 	<p>(同左)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得る。 ○ 人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環につながるカリキュラムを中期目標期間中の最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施する。 ○ 抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。 ○ 絵本専門士を中期目標期間中に250人以上養成し、養成後の活動実績が毎年度5,265回を超えるようにする。 ○ ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ5,685人以上養成するとともに、ボランティア登録者の延べ活動回数が20,332回以上とする。 </div>
<p>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行うよう努める。 ○ 利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得られるようにする。 	<p>(同左)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得る。 ○ 毎年度、全国28施設で青少年人口(0歳～29歳)の1割程度の利用実績を確保する。 ○ 活動プログラムを利用した毎年度平均80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得る。 </div>
<p>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図る。 ○ 青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施するとともに、全都道府県からの参加者を確保する。 ○ 地域の各関係機関・団体相互の連携を促進するため、地方施設において広域的な事業の充実を図る。 ○ 効果的な取組事例等の情報提供や各関係機関・団体が抱えている諸課題等の協議の場を提供し、最新情報の共有や活発な意見交換を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を6事業実施し、全都道府県からの参加者確保をめざす。 ○ 地方施設においては広域的な事業の充実を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、中期目標期間中に延べ30事業実施する。 </div>

中期計画	年度計画
5. 青少年教育に関する調査研究	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤的調査研究及び課題別の調査研究を戦略的に実施するとともに、調査研究成果の公表には、青少年教育研究センターを中心とした外部有識者委員会を設置し、成果等に基づき行政や教育機関等に戦略的に公表を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験活動の重要性等青少年教育に関する基盤的調査研究及び課題別調査研究を国内外で実施し、その成果を広く提供する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に14調査実施する。 ○ 学会や全国的な会議等において中期目標期間中に19回発表する。 </div>
6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。 ○ 体験活動と読書活動に対する助成については、毎年40万人程度の子供(0歳～18歳)に活動機会を提供する。 ○ 毎年の応募状況等を踏まえ、応募件数の増加を図る観点から戦略的な広報活動や助成手続きの見直し等を図るとともに、事業内容の質の向上の観点から事業運営をサポートする取組を行う。 ○ 助成団体の選定にあたっては、客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。 ○ 応募件数の増加を図る観点から、全国の中間支援施設等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートする。 ○ 助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供(0歳～18歳)の人口の1割程度に活動機会を提供する。 </div>
7. 共通的事項	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 広報の充実 (2) 各業務の点検・評価の推進 (3) 各業務における安全性の確保 (4) ICTの利活用 	<p>(同左)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部及び全国28施設のホームページ総アクセス件数について年間平均550万件を達成する。 </div>
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 業務の効率化	

中期計画	年度計画
2. 効果的・効率的な組織の運営	
(1)各施設の役割の明確化及び運営の改善	
(1)各施設の役割の明確化及び運営の改善 (2)地域と連携した施設の管理運営 (3)施設の効率的な利用の促進等	(同左) 【中期目標に定められた評価指標】 ○ 宿泊室稼働率については、全国28施設平均55%以上を確保する。
3. 予算執行の効率化	
Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1. 予算(中期計画の予算)	
2. 収支計画	
3. 資金計画	
Ⅳ 短期借入金の限度額	
Ⅴ 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
Ⅵ 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	
Ⅶ 剰余金の使途	
Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設・設備に関する事項	
2. 人事に関する計画	
3. 情報セキュリティについて	
4. 内部統制の充実・強化	
5. 中期目標期間を超える債務負担	
6. 積立金の使途	

※詳細につきましては、中期計画・年度計画を参照ください。

Web 中期計画・年度計画 <https://www.niye.go.jp/public/plan.html>

5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

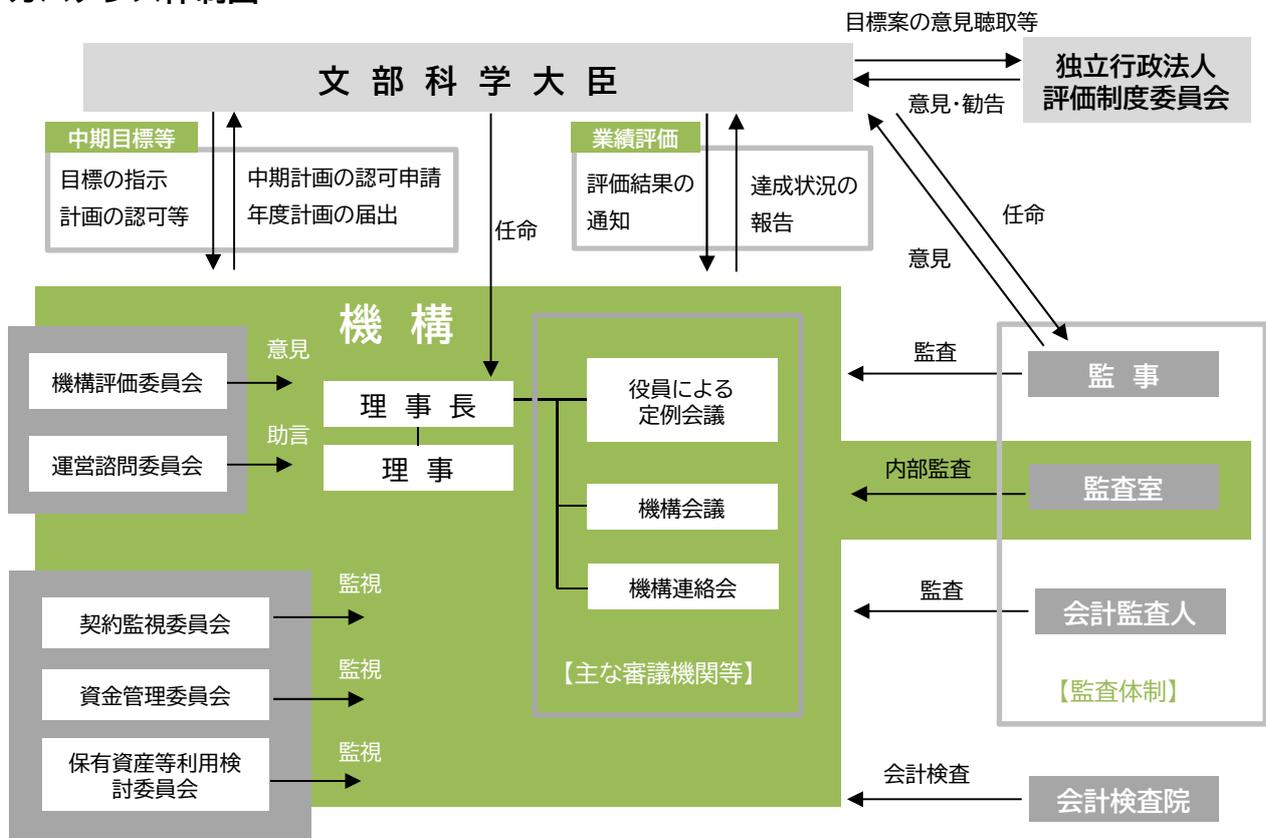
(1)ガバナンスの状況

業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、国の政策を実現するための実施機関として政策実施機能の最大化を図るため、関係法令等を遵守するとともに、法人の経営及び内部統制の推進等に関する重要な事項について審議を行う内部審議機関を設置し、加えて外部有識者を含む委員

会等による評価、審議等を受けるなど、内外の視点を取り入れ、業務の適正を確保しています。

また、中期計画及び年度計画の達成状況については、機構が文部科学大臣に報告し、外部有識者の知見等を活用した上で文部科学大臣が評価を行い、機構に通知・公表する仕組みになっています。

ガバナンス体制図



■ 契約監視委員会

契約について、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、機構の契約状況の点検及び見直しを行い、契約の透明性、公正性を図っています。

■ 資金管理委員会

資金等の運用及び管理について、資金管理委員会を設置し、資金等の運用実績及び預託先金融機関の経営状況等の報告を行うことにより、資金等の運用状況を監視し、的確に把握するとともに、資金等の管理・運用方法などについて、理事長に意見を述べています。

■ 保有資産等利用検討委員会

資金等の運用及び管理について、資金管理委員会を設置し、資金等の運用実績及び預託先金融機関の経営状況等の報告を行うことにより、資金等の運用状況を監視し、的確に把握するとともに、資金等の管理・運用方法などについて、理事長に意見を述べています。

■ 会計監査人（監査法人ブレインワーク）

財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、文部科学大臣が選任した会計監査人による監査が行われています。

(2) 役員の状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	古川 和	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	—	平成4.6 株式会社カズアンドカンパニー代表取締役社長 (平成25.5まで、平成14.6より株式会社 アクションラーニング研究所) 平成27.4 東京学芸大学監事(令和2.8まで) 平成29.5 株式会社EHRエグゼクティブ コンサルタント 令和3.4 現職
理事 (常勤)	松永 賢誕	令和3年4月1日～ 令和4年6月30日	財務・基金 (~R3.6.30) 総務・人事 (R3.7.1~)	平成6.4 文部省学術国際局国際企画課 平成30.10 文部科学省初等中等教育局教育課程課長 平成31.4 文部科学省高等教育局主任大学改革官 令和2.7 機構理事 令和4.6 免
理事 (常勤)	長谷川 和弘	令和4年7月1日～ 令和5年3月31日	総務・人事	平成2.4 文部省大臣官房総務課審議班 平成30.4 一橋大学事務局長・学長補佐(事務局担当) 令和2.4 一橋大学副学長・事務局長・学長補佐(事務局担当) 令和4.7 現職(役員出向)
理事 (常勤)	横井 理夫	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	財務・基金	平成6.4 文部省教育助成局教職員課 令和元.7 文部科学省科学技術・学術政策局 企画評価課長 令和2.10 文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課長 令和3.7 現職(役員出向)
理事 (常勤)	井上 智朗	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	事業	昭和62.4 福岡県公立学校教員 平成29.4 福岡県立社会教育総合センター参事 平成30.4 国立夜須高原青少年自然の家所長 令和4.4 現職
理事 (非常勤)	松田 恵示	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	研究	昭和62.4 大阪教育大学教育学部附属池田中学校講師 (平成元.4~教諭) 平成31.4 東京学芸大学教育インキュベーションセンター長 令和2.4 東京学芸大学理事 令和4.4 現職(非常勤)
監事 (非常勤)	柿沼 美紀	令和3年9月1日～ 令和7年事業年度 財務諸表承認日	—	昭和62.4 文教大学兼任講師(平成4.3まで) 平成12.4 日本獣医畜産大学 (現 日本獣医生命科学大学) 獣医学部教授(現職) 平成14.4 東京逓信病院小児科嘱託心理相談員(現職) 令和3.9 現職(非常勤)
監事 (非常勤)	植草 茂樹	令和3年9月1日～ 令和7年事業年度 財務諸表承認日	—	平成10.10 センチュリー監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) (平成25.6まで) 平成25.7 植草茂樹公認会計士事務所(現職) 令和3.9 現職(非常勤)

(令和5年3月31日現在)

(3)内部統制の充実・強化に関する状況

機構では、定期的に会議等を開催することにより、理事長が内部統制の現状及び課題等を把握し対応しています。また、内部統制の強化を目的とし

て、経営ビジョン等を組織内の各階層に浸透させるため、役員による内部広報チャンネルを配信しています。

■ 役員による定例会議

理事長及び理事が、機動的に業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、情報交換・報告等により、組織運営の戦略等を検討しています。

■ 機構会議

理事長、理事、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営に関し、必要な連絡及び協議を行っています。その場においては、理事長が運営方針、事業方針等を具体的に指示し、周知徹底を図っています。

■ 機構連絡会

理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っています。

(4)監査機能の強化

監査室では、機構の業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・適正化を図ることを目的に、現地に赴き実施する「実地監査」とその他必要と認められる方法によって毎年内部監査を実施しています。

令和4年度の内部監査では「令和4年度内部監査チェックリスト」を基に、6教育施設と本部を対象

に、現地に赴き内部監査を実施しました。

内部監査において把握した改善点等については、内部監査結果報告書を作成し、監査を行った施設・部署等へ改善を求めるとともに、担当部署へ監査結果に対してのフィードバックや、本部及び全ての教育施設に情報提供を行い、日々の業務の見直しとともに改善に努めています。

(5)職員の状況

常勤職員は令和4年度末現在488人(令和3年度末487人)であり、平均年齢は41歳(令和3年度末41歳)となっています。このうち、国・国立大学法人等からの出向者は99人、地方公共団体からの出向者は118人です。

(6)重要な施設等の整備等の状況

- ①当事業年度中に完成した主要な施設等
該当なし
- ②当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当なし
- ③当事業年度中に処分した主要な施設等
該当なし

(7)純資産の状況

①資本金の額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	113,515	－	－	113,515
資本金合計	113,515	－	－	113,515

②目的積立金の申請状況

令和4年度は、目的積立金の申請を行っておりません。
前中期目標期間繰越積立金1,702千円は、令和

3年6月22日付にて主務大臣から承認を受けた自己収入を財源とする固定資産の減価償却相当額524千円について積み立てたものです。

(8)財源の状況

①財源の内訳(収入決算額)

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	8,405	51.9
事業収入等	849	5.2
施設整備費補助金	4,397	27.1
寄附金収入	228	1.4
民間出えん金	804	5.0
前年度繰越金	1,389	8.6
その他	135	0.8
合計	16,207	100

(注)区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

②自己収入に関する説明

機構における主な自己収入は、施設使用料収入、シーツ等洗濯料収入などの事業収入等であり、令

和4年度の決算額は848,709,654円となっております。

(9) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会への配慮等の状況

機構では、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちに良質な体験を提供するため、共生社会の実現に向けた社会的包摂を推進しています。

青少年教育のナショナルセンターとして、老朽化した施設のユニバーサルデザイン化は喫緊の課題です。特に、災害時の避難施設として、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安全・安心に利用できるよう、トイレの洋式化・バリアフリー化等は着実に進めていく必要があります(注)。

例えば、国立オリンピック記念青少年総合センターでは、改修に当たり、全国特別支援教育推進連盟や認定NPO法人DPI日本会議にバリアフリー化に向けた実地調査を依頼し、当該調査報告書に記載された改善意見を取り入れたほか、

幼児用便器やオールジェンダー対応のトイレ、授乳室を設置しました。

また、多様な働き方を推進するため、地方施設を活用した親子ワーケーションの取組を行っています。(以下の事例参照。)機構内においても、不妊治療と仕事との両立への理解を深める機会の提供など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおり、令和3年度における男性の育児休業取得率は38.4%と、全国平均の13.97%を大きく上回っています。

障害者の雇用状況については、令和4年度は、3.40%であり、法定雇用率(2.6%)はもちろん、独立行政法人の平均雇用率2.76%も上回っています。

注 施設におけるトイレの洋式化率は68.7%(国立オリンピック記念青少年総合センターを除く。令和4年度末時点)。

■ 夏休みや春休みにおける親子ワーケーション (国立妙高青少年自然の家)

妙高青少年自然の家では、妙高市でワーケーションセンターを運営する一般社団法人妙高グリーン・ツーリズム推進協議会が主催する「親子ワーケーション」の取組に協力しています。

夏休みや春休みに2泊3日でワーケーションに訪れた親子に対し、親がテレワークをしている間、子供を安心して預けられる居場所として施設を利用してもらっています。子供たちは、雪遊びやネイチャーゲームなど五感を使った自然体験プログラムを通じて、一緒に参加した子供たち同士で学びを深めています。



親のテレワーク中に、自然体験を楽しむ子供たち

機構における男性の育児休業取得率

令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員	13人
実際に育児休業を取得した男性職員	5人
育児休業取得率	38.4%
育児休業取得率(全国平均※)	13.97%

※令和3年度雇用均等基本調査(厚生労働省 令和4年7月公表)より

障害者雇用状況

	実雇用率
機構	3.40
独立行政法人等合計	2.76
(法定雇用率)	2.60

※令和4年障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省)より

②環境への配慮等の状況

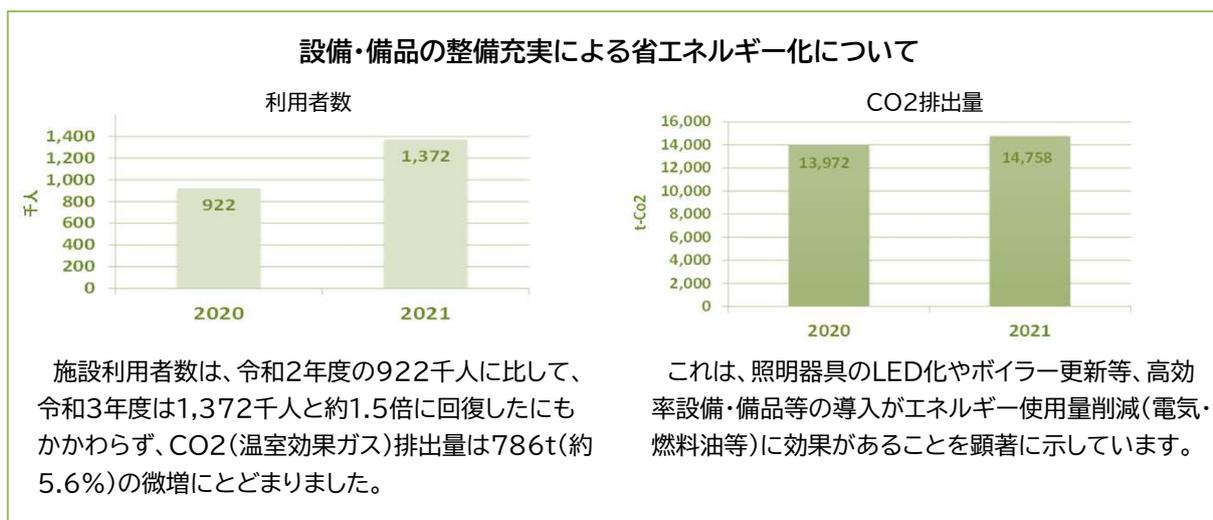
機構では、脱炭素社会、カーボンニュートラル実現に向け、環境理念、活動方針を掲げています。

第4期中期計画においては、「環境学習などのESDに対応した教育事業の実施」や「SDGsの目標やESDの基本的な考え方をういた体験活動の推進」を明記し、環境教育に関する事業を実施しています。

また、光熱水量の使用量について平成22年度の実績以下とする環境目標のもと、令和4年度は、

空調設備において、ボイラーによる中央式を電気式個別空調設備へ更新することによりエネルギーロス軽減と細やかな運用による省エネルギー対策を行える整備を行いました。このように、設備・備品の整備充実などによる省エネルギー化や、温室効果ガス排出量削減のための取組を通じ、施設運営における環境負荷の軽減に努めています。

環境理念	国立青少年教育振興機構は、あらゆる生命体にとってかけがえのない地球環境を未来に引き継ぐため、青少年の環境マインド醸成に努めます。
活動方針	<p>国立青少年教育振興機構は、環境理念に基づき以下の活動方針を推進します。</p> <p>(1) 環境関連法規制の遵守 (4) エネルギー消費削減、廃棄物の削減など環境効率の向上</p> <p>(2) 持続的環境活動の推進 (5) 外部とのコミュニケーションの活性化による地域共生環境ノウハウの提供</p> <p>(3) 環境教育の充実・向上(本来業務の質的向上)</p>



■コスモエコパワー株式会社との連携による環境教育（国立岩手山青少年交流の家）

環境教育プログラムトライアル実施（7月30日・7月31日）
 小学校3・4年生と家族の参加環境教育体験学習イベント「テンパーク・エコキャンプ」実施。

講師：五十嵐美樹さんプロフィール

- ・東京大学大学院修士課程修了
- ・東京大学大学院情報学環客員研究員。
- ・東京都市大学人間科学部特任准教授。
- ・NHK高校講座「化学基礎」レギュラー出演中
- ・環境省浮体式洋上風力発電広報アンバサダー
- ・国際科学オリンピック応援団

五十嵐美樹氏は「科学のお姉さん」として、全国各地で科学実験教室やサイエンスショーを開催、「ミキラボ・キッズ」では、子供向けの実験動画をYouTube配信中。またTV番組にも多数出演。その知名度と実験教室の経験を活かし、テンパーク・エコキャンプを実施。

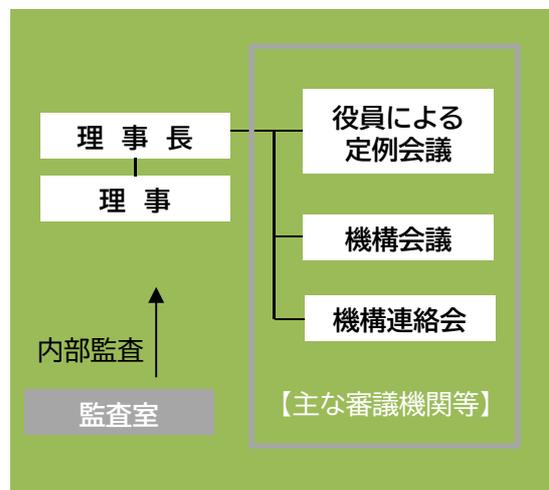
6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

機構では、定期的に会議等を開催することにより、理事長が内部統制の現状及び課題等を把握し対応しています。

また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理を行っており、中期目標期間中に全教育施設の内部監査を行うこととしています。

さらに、事件・事故や自然災害等が地方教育施設で発生した際は、理事長が対応を指示し、必要に応じて情報及び対応策を機構全体で共有することで、他施設で起こりうる事件・事故、自然災害等のリスク回避に努めています。



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 情報セキュリティ

機構では、内閣サイバーセキュリティセンターが定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、機構の情報セキュリティポリシーに基づいて情報セキュリティの運用を行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力や情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいます。

具体的には、デジタル庁の情報システム統一研修の受講、全職員を対象としたウェブテストによ

る自己点検テストを実施するなど、全職員の情報セキュリティの意識向上に努めています。

また、情報セキュリティ連絡会を開催し、機構の情報セキュリティ関連事項についての報告や研修、情報提供等を行うこととしており、本部部課長等がインシデントの発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等について情報共有を行うとともに、全役職員に資料を共有し、組織全体の対応能力を強化するよう取り組んでいます。

② 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに当たっては、「国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」により対応しており、保有個人情報の管理体制として、総括保護管理者(総務担当理事)、主任保護管理者(総務企画部長、各教育施設所長)、保護管理者(各課長、各教育施設次長)を定めるとともに、総括保護管理者のもと、

特定個人情報の適切な管理を行うため、統括事務取扱責任者、事務取扱責任者、事務取扱担当者を置いて運用しています。

さらに、個人情報を取り扱う担当職員の資質向上に努めるため、個人情報に関する研修を実施するなど、職員の資質向上に努めています。

③ 危機管理

各教育施設では、「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づき、日頃から、活動場所等の点検や事件・事故発生時の対応について見直しを

行っています。

また、危機管理に関する研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んでいます。

7. 業務の適正な評価の前提情報

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

①「体験の風をおこそう」運動の推進

青少年の体験活動の重要性を伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を、青少年教育団体と連携して進める。

- ・体験活動の重要性に関する広報資料の作成・配布
- ・体験の風をおこそう推進月間事業
- ・地域で運動を推進する体制の充実
- ・キッズフェスタ

②「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国でこの運動を展開する。

- ・普及・啓発資料等の作成・配布
- ・教育施設における基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動

③社会の要請に応える体験活動等事業の実施

社会の要請に応える体験活動を推進するために、自然体験や読書活動などに親しむ事業や自己成

長・自己実現等を図る事業、防災学習や環境学習などのESDに対応した事業等を実施。

(2) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

①専門性の高いモデル的体験活動の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、事業のねらいに対応した体験活動の効果測定等を関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と協働で実施。

②地域の教育的課題に対応したプログラム開発

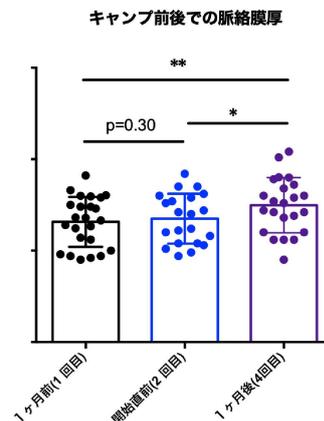
地域の実情や青少年を取り巻く現状と課題から教育テーマを設定し、地域に貢献するプログラム開発を実施。

■あかぎ無限大キャンプ(国立赤城青少年交流の家)

自然体験活動(小学5, 6年生24名を対象に5泊6日で実施)が「社会的能力の変容」や「近視の抑制」にどのような影響があるかについて、大学等との協働により調査を実施しました。

國學院大學と連携して調査した「社会的能力の変容」については、基礎的な社会的能力のうち、「自己コントロール」が向上する可能性が示唆されました。

慶應義塾大学・株式会社坪田ラボ・近視予防フォーラムとの共同研究による「近視の抑制」に関する調査については、事前、本キャンプ、事後で行った調査の結果、1か月後に行った事後調査においても近視抑制に効果があるとされる脈絡膜厚の増加が維持されており、屋外活動による近視抑制の効果が持続されている可能性が考えられます。



③全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」

郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する
高校生の育成を目指し、高等学校の「総合的な探究
の時間」における「探究」の手法を取り入れたプロ
ラムを実施。

■高校生ふるさと探究プロジェクト(国立磐梯青少年交流の家)

高校生が地域の課題解決等に関する体験活動を通して、課題発見・問題解決能力を高め、地域の新たな課題や魅力に気づき、未来のふるさとを活性化させる資質を養うという趣旨のもと、福島県内の高校生21名が2泊3日の合宿に参加しました。

初日は、猪苗代湖の環境を守る体験として湖岸のヒシ刈りやゴミ拾いを行った後、地域を良くするための観点の整理等を行いました。2日目のフィールドワークでは、「地域資源の再利用」「町おこし」「観光」の三つの視点で、ゲストハウスや文化財、ホテル等の関係者からの講話や実習を行った後、地域を良くするために有効な活動の検討を行い、ポスターセッションによる発表を行いました。最終日は自身の地域での実践活動計画を作成し、振り返りとまとめをお互いに発表し合いました。

合宿後、参加者の1人が外来種ブラックバスの増加という地域課題に対して、フライ調理をして町おこしに繋げる実践活動を実施し、全国ステージにおいて文部科学大臣賞を受賞しました。



ヒシ刈り体験

(3)課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

①生活・自立支援キャンプ

困難な環境にある子供を対象に、体験活動を通じて、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることを目的に実施。

②課題を抱える青少年の支援や予防事業

課題を抱える子供を対象に、それぞれのニーズに合わせた支援事業や中1ギャップ等の特定の課題をテーマとした予防事業を実施。

■森のゆうゆう & アトリエゆうゆうwithおりせん(国立オリンピック記念青少年総合センター)

支援を要する家庭やひとり親家庭の子供たちに対して、感受性、自主性、達成感、やり抜く力、自己肯定感の向上を図るため、都心の森での散策体験や創作体験、火起こし体験等の場と機会を定期的に提供する事業を、渋谷区社会福祉協議会と連携して実施しました。不登校児童などが好きな時間に自由に参加できるよう、①11時から17時までの長時間形態の日帰り開催、②途中参加・途中退出可、③毎月第3水曜日の定例開催の三つをポイントとして実施しました。



火起こし体験

③子どもゆめ基金による支援 (p.26参照)

民間団体が、経済的に困難な状況にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合は、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費について、参加する子供の負担を軽減するために助成の対象。

④学生サポーター制度

経済的に困難な状況下で大学や専門学校において勉学に励む、児童養護施設または母子生活支援施設に在籍していた学生を支援する制度。学生サポーターには土日や長期休暇期間に機構の施設で「生活・自立支援キャンプ」をはじめとする各種事業や施設運営の補助に従事し、機構は毎月定額を学生サポーターに支給。

(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年や青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施。

① 日独の青年及び青少年指導者の交流事業

- ・日独青少年指導者セミナー
- ・日独勤労青少年交流事業
- ・日独学生青年リーダー交流事業

② アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業

- ・日韓高校生交流事業
- ・日中韓子ども童話交流事業
- ・韓国青少年活動振興院との協定事業
- ・アセアン加盟国中学生招聘交流事業
- ・ミクロネシア諸島自然体験交流事業

③ 国内での交流事業

SDGsを踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業。

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

① 青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的カリキュラムの開発

青少年教育指導者の資質・向上を図ることを目的に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を開発。

② 自然体験活動指導者(NEAL)養成事業

自然体験活動の専門的な知識と技術を習得する官民共同で創設した指導者認定制度を実施。

③ 体験活動安全管理研修

体験活動における安全管理及び指導・救助技術の向上を図ることを目的として実施。

(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

① 絵本専門士養成講座

絵本に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成することを目的として実施。

② 認定絵本土養成制度

大学、短期大学及び専門学校等が、教育課程に位置付けられた授業科目の中で、絵本専門士養成講座のカリキュラムに準じた講座を開設し、「認定絵本土」を養成する制度を実施。

(3) ボランティアの養成・研修の推進

① ボランティア養成・研修事業

青少年の自立や健全育成、社会参加を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修に係る支援事業を実施。

② ボランティアの活動の推進

法人ボランティアの社会参画を促すため、ボランティア自らが考案した事業を企画立案のうえ、ボランティア自身が実施する自主企画事業を支援。

■絵本専門士養成講座

子供の読書活動の重要性や読書活動を推進するために、絵本に関する高度な知識、技能、感性を備えた「絵本専門士」を養成しています。

本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の3分野、30科目のカリキュラムで構成されています。絵本学者、絵本作家及び編集者等の講師による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせやワークショップの技法や手法、各画面に応じた絵本活用の可能性に関する講義等、多種多様な受講内容で実施しています。

絵本専門士は、地域で読み聞かせ会を開催したり、所属する幼稚園や小学校等で読み聞かせを行ったり、絵本を出版したりするなど全国各地で活躍しています。



絵本専門士養成講座

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

(1)研修利用の充実

利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムを提案するなど、相談及び学習指導等の研修支援を実施。

- ・広報活動の工夫・充実
- ・特別に支援が必要な青少年の受入に配慮した対応

■閑散期の利用促進に向けた取組(国立諫早青少年自然の家)

諫早では、閑散期における利用促進の取組として、12月～3月のスポーツ団体限定でのアスリート食の提供を実施しました。通常食の料金に500円を上乗せした料金で、カロリーや栄養バランス等を

考慮したメニューとなっています。メニューの考案に当たっては、高等学校陸上部へのヒアリングをもとに、所内のレストラン委員会で検討し決定しました。



アスリート食

(2)研修に対する支援の推進

利用団体がよりよい研修を実施できるよう、職員が利用団体の指導者・引率者と実施する事前打合せ等で、研修計画や活動プログラムに関する指導・助言を実施。

- ・利用団体の特性や目的を把握したうえで多様なプログラム提案
- ・教科等に関連付けた体験活動プログラムの実施
- ・プログラム開発及び改善
- ・外部研修指導員の活用
- ・安全安心な施設づくり

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を実施し、全都道府県からの参加者確保を目指す。また、地方施設においては広域的な事業の充実を図る。

- ・子どもの読書活動推進フォーラム
- ・全国青少年体験活動推進フォーラム
- ・未来を拓く子供応援フォーラム
- ・全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会
- ・全国中学生・高校生防災会議
- ・全国青少年相談研究集会

■未来を拓く子供応援フォーラム

「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動した取組として、令和4年12月に開催しました。トークショーのゲストとしてオリンピックで2種目2連覇を達成した元競泳選手の北島康介氏を招き、「習慣化の先にある未来」と題して、

幼少期からの生活習慣と様々な体験から成功に繋がる成果についてお話を頂きました。当日は172名の参加があったほか、オンライン同時配信も実施し、302名の参加がありました。

■地方施設と関係機関・団体等との連携による体験活動の推進

①国立阿蘇青少年交流の家 × 阿蘇ジオパーク推進協議会

ジオパークを通じた教育や体験活動の強化を図るため、令和4年5月に阿蘇ジオパーク推進協議会と連携協定を締結し、阿蘇の敷地内に同協議会の事務所が設置されました。教育事業「阿蘇は生きている～ジオパークの視点でとらえる阿蘇の自然と文化～」に企画段階から同協議会が参画することで、ジオに関する専門的な内容を学ぶ体験学習プログラムが完成し、阿蘇を利用する学校団体へ提供できるようになりました。



教育事業「阿蘇は生きている」

②国立淡路青少年交流の家 × キャプラン株式会社

青少年に向けた環境教育の機会を創出し、環境問題解決に貢献する次世代リーダーの育成を目指すことを目的に、パナソニックグループのキャプラン株式会社と相互連携・協力に関する包括協定を締結し、当該締結の様子が日本経済新聞等で報じられました。今後は、同社の有する幅広い講師ネットワークや環境研修サービスのノウハウと、淡路が有する企業・行政・学校とのネットワークを活用し、環境教育プログラムを提供していく予定です。



「包括連携協定」締結 調印式

5. 青少年教育に関する調査研究

(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

① 基盤的調査研究

ア. 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度（2022年度）調査）」の実施

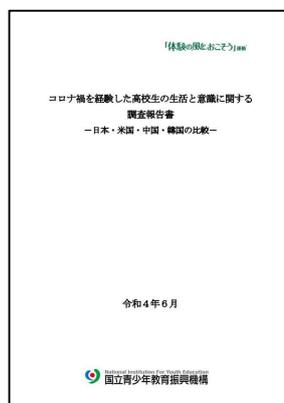
青少年の自然体験や生活体験等の実施状況や日々の生活習慣の実態、自立に関する意識等について、全国規模の調査を平成18年度から実施。

ウ. 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査結果の分析

国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況を把握するとともに、その傾向や要因を毎年度検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策の充実に資することを目的に、平成30年度から実施。

イ. 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査による、日本の青少年の意識の特徴の結果の公表

日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、日本、米国、中国、韓国の青少年を対象に、毎年テーマを設定して調査を実施。



② 課題別の調査研究

ア. 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究の実施

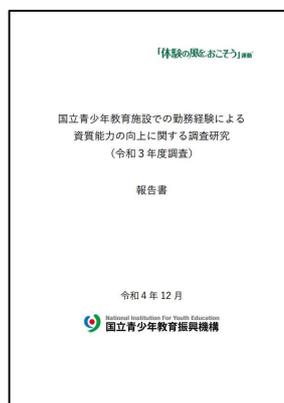
種々の環境要因からの影響の受けやすさを反映した個人特性である感覚処理感受性（Sensory Processing Sensitivity: SPS）の概念に注目し、その個人差に応じて、青少年のメンタルヘルスや環境保全意識に与える自然体験活動の効果が、どのように異なるのかを明らかにする調査を実施。

ウ. 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究の実施

国立青少年教育施設に道府県等教育委員会から派遣される学校教員等の国立青少年教育施設における勤務により向上する資質能力等の有用性を明らかにすることを目的とし、調査を実施。

イ. 青少年教育の国際比較研究の実施

諸外国における「青少年教育」に関する理念・制度・方法等について、近年の動向や課題とともに調査することを通じて、日本における青少年教育の特徴を国際的な観点から明らかにするとともに、これからの青少年教育の目指すべき方向性や課題についての示唆を得ることを目的とし、調査を実施。



(2) 調査研究成果の普及啓発

調査研究や教育事業等の成果をまとめた報告書や紀要等を発行し、全国の青少年教育関係機関・団体等に配布するとともに、各種青少年教育関係文献・資料等

を収集し、閲覧に供するための青少年教育情報センターを運営。

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成(子どもゆめ基金)

(1)助成金の趣旨等

「子どもゆめ基金」は、未来を担う夢を持った子どもの健全育成を推進するため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動への支援を行っている。

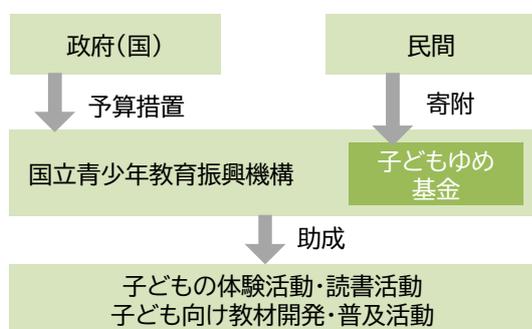
この基金は、超党派の国会議員で組織する「子どもの未来を考える議員連盟」が、子どもの未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設された。

(2)助成の対象となる団体

①法人格を有する公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人などの団体

②法人格を有しないが青少年教育に関する活動を行う民間の団体

(3)助成の仕組み



(4)助成金の額

助成の対象となる活動	募集範囲	限度額
①子どもの体験活動の振興を図る活動	市区町村規模	100万円
	都道府県規模	200万円
	全国規模	600万円
②子どもの読書活動の振興を図る活動	市区町村規模	100万円
	都道府県規模	200万円
	全国規模	600万円
③子ども向けソフト教材を開発・普及する活動		1,000万円

(5)助成の対象となる活動

①子どもの体験活動の振興を図る活動

ア. 子どもを対象とする体験活動

- ・ 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
- ・ 科学実験教室などの科学体験活動
- ・ 文化・スポーツ等を通じた交流体験活動
- ・ 清掃、高齢者介護などの社会奉仕体験活動
- ・ 地域の商店街・農業・漁業などの職場体験活動
- ・ 複数の分野を意図的・計画的に組み合わせた
総合・その他の体験活動

イ. 子どもの体験活動を支援する活動

- ・ 子どもの体験活動の指導者養成 等

②子どもの読書活動の振興を図る活動

ア. 子どもを対象とする読書活動

- ・ 読書会活動、読み聞かせ 等

イ. 子どもの読書活動を支援する活動

- ・ 子どもの読書活動の振興を図るフォーラムの開催

③子ども向けソフト教材を開発・普及する活動

- ・ 子どもの体験活動や読書活動を支援・補完する、インターネット等で利用可能なデジタル教材を開発し、普及する活動

※ 国又は地方公共団体等との共催で実施する活動、国又は国が出資した基金などに補助金等の交付申請を行う活動、学校の授業の一環として行う活動等は助成の対象となりません。



8. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和4年度自己評価

(単位:百万円)

項目	評価(※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
i 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	A	2,701
ii 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	A	1,018
iii 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	B	3,074
iv 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	64
v 青少年教育に関する調査研究	B	277
vi 青少年教育団体が行う活動に対する助成	B	1,844
vii 共通的事項	A	-
II 業務運営の効率化に関する事項		
i 業務の効率化	B	-
ii 効果的・効率的な組織の運営	B	-
iii 予算執行の効率化	B	-
III 財務内容の改善に関する事項		
i 予算、収支計画及び資金計画	B	-
ii 短期借入金の限度額	-	-
iii 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	-	-
iv 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	-	-
v 剰余金の使途	B	-
IV その他業務運営に関する重要事項		
i 施設・設備に関する事項	B	-
ii 人事に関する計画	B	-
iii 情報セキュリティについて	B	-
iv 内部統制の充実・強化	A	-
v 中期目標期間を超える債務負担	-	-
vi 積立金の使途	-	-
法人共通		3,438
合計		12,415

(2) 主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
評価(※)	A	A	A	A	A

※(1)及び(2)に係る評語の説明

S:法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

9. 予算と決算との対比

※詳細につきましては、決算報告書を参照ください。

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	8,405	8,405	
事業収入等	1,240	849	新型コロナウイルスによる収入減
施設整備費補助金	-	4,397	補正予算追加交付による増
寄附金収入	-	228	寄附金収入の増
受取利息	-	0	
雑益	-	121	原稿執筆料等の増
受託収入	-	14	受託収入の増
補助金	-	0	
民間出えん金	-	804	民間出えん金の増
前年度繰越金	-	1,389	前期預り寄附金等
計	9,645	16,207	
支出			
業務経費	4,212	4,517	新型コロナウイルスによる支出の減
一般管理費	5,433	4,971	
人件費	4,269	3,466	超過勤務等の減
管理運営経費	1,164	1,505	消耗品等の増
受託事業費	-	16	受託収入を財源とした事業費の増
補助金事業費	-	0	
寄附金事業費等	-	115	寄附金収入及び助成金収入を財源とした事業費の増
施設整備費	-	4,397	補正予算追加交付による増
計	9,645	14,017	

(注)区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

10. 財務諸表の要約

(1) 貸借対照表

令和4年度末現在の資産残高は、920億84百万円であり、前年度末比51億28百万円の増となっております。これは、施設整備費補助金に係る預金28億41百万円増、投資有価証券8億円増、固定資産23億円増が主な要因です。

負債残高は、97億47百万円であり、前年度末比32億3千万円の増となっております。

これは、運営費交付金債務5億4百万円の増、施設整備費補助金等の未払金28億24百万円の増

が主な要因です。

令和4年度末の純資産残高は、823億37百万円であり、前年度末比18億97百万円の増となっております。これは、民間出えん金8億4百万円の増、資本剰余金の38億30百万円の増、利益剰余金の6億31百万円の減、減価償却相当累計額20億87百万円の減が主な要因です。

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	6,586	流動負債	6,819
現金及び預金(*1)	6,213	未払金	4,319
その他	373	引当金	293
固定資産	85,498	その他	2,206
有形固定資産	78,162	固定負債	2,928
無形固定資産	63	資産見返負債	1,995
投資その他の資産	7,273	引当金	753
投資有価証券	4,045	その他	180
長期性預金	2,474		
引当金見返	753	負債合計	9,747
その他	2		
		純資産の部(*2)	
		資本金(政府出資金)	113,515
		資本剰余金	▲30,206
		利益剰余金	▲971
		純資産合計	82,337
資産合計	92,084	負債純資産合計	92,084

(2)行政コスト計算書

(単位:百万円)

令和4年度の行政コストは、124億15百万円であり、前年度比10億17百万円の増となっております。これは、業務費6億96百万円の増、一般管理費3億26百万円の増が主な要因です。

	金額
損益計算書上の費用	10,309
経常費用(*3)	10,309
その他行政コスト(*5)	2,106
行政コスト合計	12,415

(注)区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

(3)損益計算書

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、感染症防止対策と並行し、指導、助言といった、教育的支援を行い、利用者の目的が達成されるよう努めた結果、機構の利用者数は前年度比552,778人増(前年度比 40.3%増)と回復傾向にあります。

経常収益は、96億78百万円であり、前年度比7億35百万円の増となっております。これは、利用者の回復による自己収入等の増、及び、施設整備費補

助金に係る収入増が主な要因です。

経常費用は、103億9百万円であり、前年度比10億24百万円の増となっております。これは、令和3年度補正工事に伴う外部委託費や修繕費4億7百万円の増、利用者増や原材料費高騰による水道光熱費3億3百万の増が主な要因です。

その結果、収入に対して支出超過となったため、当期総利益は、△6億31百万円となっております。

(単位:百万円)

	金額
経常費用(*3)	10,309
業務費	7,044
一般管理費	3,262
財務費用	4
経常収益	9,678
運営費交付金収益	7,425
自己収入等	1,101
その他	1,152
経常利益	▲631
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
当期総利益(*6)	▲631

(注)区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

(4)純資産変動計算書

令和4年度末の純資産残高は、823億37百万円であり、前年度末比18億97百万円の増となっております。これは、民間出えん金8億4百万円の

増、資本剰余金38億30百万円の増、減価償却相当累計額20億87百万円の減が主な要因です。

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	113,515	▲32,735	▲340	80,440
当期変動額	-	2,528	▲631	▲1,897
その他行政コスト(*5)	-	▲2,106	-	▲2,106
当期総利益(*6)	-	-	▲631	▲631
その他	-	4,634	-	4,634
当期末残高(*2)	113,515	▲30,206	▲971	82,337

(注)区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

(5)キャッシュ・フロー計算書

業務活動により得られた資金は、△1億69百万円であり、前年度比34百万円の増となっております。

投資活動により使用した資金は、23億15百万円であり、前年度比30億67百万円の増となっております。これは、有形固定資産の取得による支出

6億52百万円の増及び長期性預金の償還8億円の減が主な要因です。

財務活動により得られた資金は、6億97百万円であり、前年度比48百万円の減となっております。これは、リース債務の返済が主な要因です。

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	▲169
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,315
財務活動によるキャッシュ・フロー	697
資金増加額(又は減少額)	2,843
資金期首残高	3,370
資金期末残高(*7)	6,213

(注)区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
資金期末残高(*7)	6,213
現金及び預金(*1)	6,213

※(*1)~(*7)は、(1)~(5)の対応関係を示しています。
※詳細につきましては、財務諸表を参照ください。

■主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

関連公益法人等は、機構の委託先である公益財団法人文字・活字文化推進機構です。

※詳細につきましては、財務諸表の附属明細書を参照ください。

■主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産	87,763	86,639	87,621	87,742	86,957	92,084
負債	3,533	3,649	5,544	5,808	6,516	9,747
純資産	84,230	82,990	82,077	81,935	80,440	82,337
行政コスト	-	-	14,073	11,435	11,398	12,415
経常費用	10,984	10,677	10,888	9,332	9,285	10,309
経常収益	10,984	10,677	10,866	8,662	8,943	9,678
当期総利益	0	0	▲23	449	▲340	▲631

(注)行政コストは、会計基準の改訂に伴い令和元年度から適用されています。

■翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

①予算

※詳細につきましては、年度計画を参照ください。

(単位:百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金	7,947
事業収入等	1,452
施設整備費補助金	-
計	9,399
支出	
業務経費	3,991
一般管理費	5,408
施設整備費補助金	-
計	9,399

(注)区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

②収支計画

※詳細につきましては、年度計画を参照ください。

(単位:百万円)

区別	合計
費用の部	10,115
経常費用	10,115
業務経費	6,419
一般管理費	3,486
減価償却費	211
収益の部	10,115
経常収益	10,115
運営費交付金収益	7,947
事業収入等	1,452
施設費収益	-
引当金見返に係る収益	506
資産見返負債戻入	210

(注)区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

③資金計画

※詳細につきましては、年度計画を参照ください。

(単位:百万円)

区別	合計
資金支出	9,399
業務活動による支出	9,399
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	9,399
業務活動による収入	9,399
運営費交付金による収入	7,947
事業収入等	1,452
投資活動による収入	-
施設整備費補助金による収入	-
前年度よりの繰越金	-

(注)区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがあります。

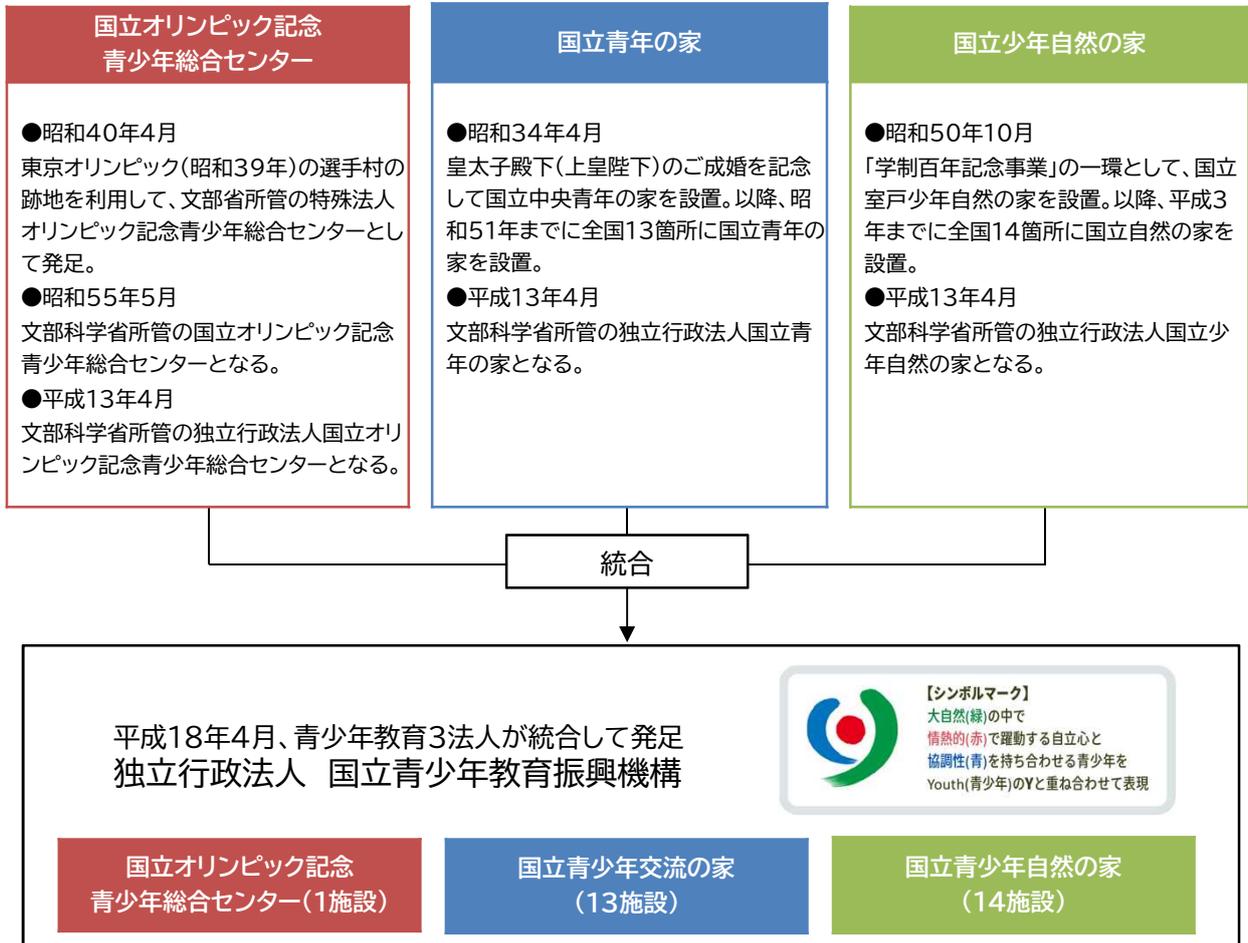
要約した財務諸表の科目の説明

科目名	内容
■貸借対照表	
現金及び預金	現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期限の到来しない預金を除くもの
その他(流動資産)	引当金見返、未収金等
有形固定資産	土地、建物、機械装置、車両、工具など、長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	ソフトウェアや電話加入権など、長期にわたって使用又は利用する無形の固定資産
投資有価証券	投資目的で保有する有価証券
長期性預金	預入期間が1年を超える定期預金
引当金見返	法令等、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる引当金に見合う将来の収入(資産)
運営費交付金債務	独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
未払金	未払債務のうち1年以内に支払期限が到来するもの
その他(流動負債)	預り寄附金、預り金等
引当金	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金、退職給付引当金及び環境対策引当金が該当

科目名	内容
資産見返負債	中期計画の想定範囲内で運営費交付金により、又は寄附者の意図等に従い寄附金により償却資産を取得した場合などに計上される負債
資本金	政府からの出資金であり、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	国から交付された施設費や寄附金等を財源として取得した資産で独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額
■行政コスト計算書	
損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応するものであり、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
■損益計算書	
業務費	独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	独立行政法人の管理に要した費用
財務費用	利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した金額
自己収入等	事業収入、受託収入、寄附金収益など
その他(経常収益)	雑益等
臨時損失	※令和4年度は該当なし
臨時利益	※令和4年度は該当なし
当期総利益	独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
■純資産変動計算書	
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
その他(当期変動額)	固定資産の取得、出えん金の受入 ※当期変動額のうち、その他行政コストは「②行政コスト計算書」を、当期総利益は「③損益計算書」を参照ください。
■キャッシュ・フロー計算書	
業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	民間出えん金の受入による収入、リース債務の返済による支出が該当

11. 法人の基本情報

(1)沿革



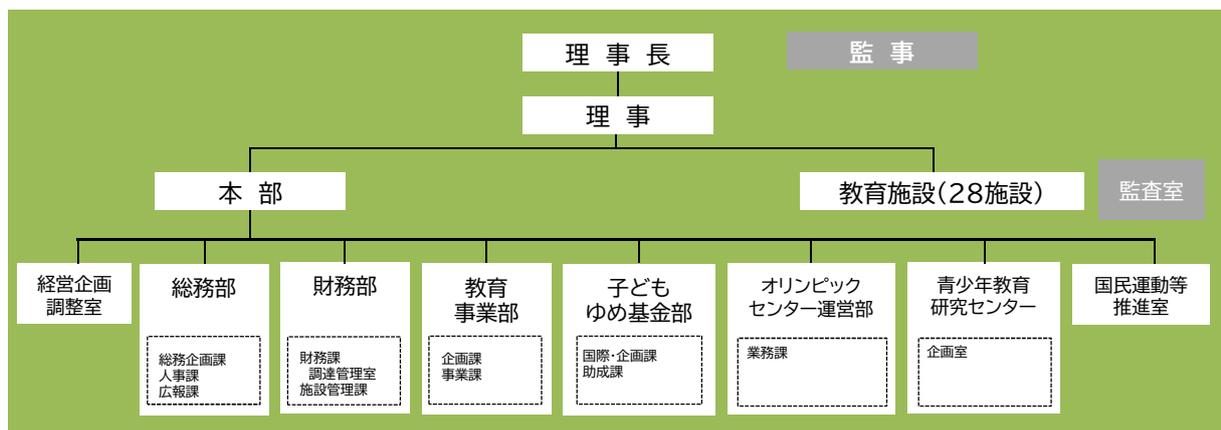
(2)設立に係る根拠法

独立行政法人国立青少年教育振興機構法
(平成18年法律第24号)

(3)主務大臣

文部科学大臣
(文部科学省総合教育政策局地域学習推進課)

(4)組織図



(令和5年3月31日現在)

(5) 事務所所在地



国立オリンピック記念青少年総合センター

⑦	東京都渋谷区代々木神園町3-1
---	-----------------

国立青少年交流の家

①	国立大雪青少年交流の家	北海道上川郡美瑛町字白金温泉
③	国立岩手山青少年交流の家	岩手県滝沢市後292
⑤	国立磐梯青少年交流の家	福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原7136-1
⑧	国立赤城青少年交流の家	群馬県前橋市富士見町赤城山27
⑫	国立能登青少年交流の家	石川県羽咋市柴垣町14-5-6
⑭	国立中央青少年交流の家	静岡県御殿場市中畑2092-5
⑮	国立乗鞍青少年交流の家	岐阜県高山市岩井町913-13
⑰	国立淡路青少年交流の家	兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39
⑲	国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市山口町山口1638-12
⑳	国立江田島青少年交流の家	広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1
㉒	国立大洲青少年交流の家	愛媛県大洲市北只1086
㉔	国立阿蘇青少年交流の家	熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1
㉘	国立沖縄青少年交流の家	沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷2760

国立青少年自然の家

②	国立日高青少年自然の家	北海道沙流郡日高町字富岡
④	国立花山青少年自然の家	宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
⑥	国立那須甲子青少年自然の家	福島県西白河郡西郷村大字真船字村火6-1
⑨	国立信州高遠青少年自然の家	長野県伊那市高遠町藤沢6877-11
⑩	国立妙高青少年自然の家	新潟県妙高市大字関山6323-2
⑪	国立立山青少年自然の家	富山県中新川郡立山町芦峯寺字前谷1
⑬	国立若狭湾青少年自然の家	福井県小浜市田島区大浜
⑯	国立曾爾青少年自然の家	奈良県宇陀郡曾爾村太良路1170
⑱	国立吉備青少年自然の家	岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82
㉑	国立山口徳地青少年自然の家	山口県山口市徳地船路668
㉓	国立室戸青少年自然の家	高知県室戸市元乙1721
㉕	国立夜須高原青少年自然の家	福岡県朝倉郡筑前町三箇山1103
㉖	国立諫早青少年自然の家	長崎県諫早市白木峰町1109-1
㉚	国立大隅青少年自然の家	鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

12. 参考情報

機構をご理解いただくため、ホームページやSNS、様々な刊行物を作成し、公表しています。

■ホームページ

[YouTubeチャンネル](#) | [本部へのアクセス](#) | [English](#)
 文字の大きさ 小 **中** 大 |

[トップページ](#) | [機構について](#) | [教育事業](#) | [研修支援](#) | [調査研究](#) | [子どもゆめ基金](#) | [全国の国立青少年教育施設](#)

実施期間
第1クール
 令和5年
 5月27日(土)~
 令和5年
 9月30日(土)

実施期間
第2クール
 令和5年
 10月1日(日)~
 令和6年
 2月29日(木)

そとちゃれりー 2023
 お外でリアル体験!
 スタッフを集めて
 アウトドア用品を
 GETしよう!
 詳しくは、ここを
 クリックして
 特設ページを見てね!

青少年交流事業や研修に
 参加したい方 | 事業や研修を企画したい方 | 体験活動に関する情報が
 必要な方 | 国立青少年教育施設を
 利用したい方

体験の風を
 おこそう | 子供の貧困対策
 に対する取り組み | 修学旅行
 ご利用案内 | 自然体験
 活動指導者 | 民間企業等
 との連携 | 早ね早おき
 朝ごはん | 試着・手洗い・外遊び | オリンピック記念
 青少年総合センター
 表彰 | 事業
 申込 | 専修学校・スポーツ少年団
 のみなさまへ | 教員免許状
 更新講習 | 絵本専門士 | 応援募金のお願い
 新規採用職員募集 | 文庫科学館
 社会教育士

■パンフレット

機構の概要についてのパンフレットは、以下のページに掲載しています。

<https://www.niye.go.jp/about/kouhou/gaiyou.html>



国立青少年教育振興機構
ホームページ



国立青少年教育振興機構
公式YouTubeチャンネル



国立青少年教育振興機構
Facebook



■広報資料

機構の広報資料は、以下のページに掲載しています。
<https://www.niye.go.jp/about/kouhou/siryou.html>



📄 [子どもの成長を支える20の体験 \(PDF/7.2MB\)](#)



📄 [社会を生き抜く力【令和元年度更新版】\(PDF/7.2MB\)](#)



📄 [安全は楽しい活動の第一歩 \(PDF/1.1MB\)](#)

■その他

教育事業や利用案内等については、以下に掲載しています。

機構本部教育事業一覧



利用案内



スポーツ少年団でのご利用



各施設教育事業一覧



修学旅行でのご利用



■関連URL

本事業報告書に関連する項目のURLは以下のとおりです。

項目	URL
独立行政法人 国立青少年教育振興機構法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000167
中期目標・中期計画・年度計画	https://www.niye.go.jp/public/plan.html
評価に関する情報	https://www.niye.go.jp/public/audit.html
財務に関する情報	https://www.niye.go.jp/public/zaimushohyou/

独立行政法人国立青少年教育振興機構

令和4年度 事業報告書

令和5年6月作成
発行 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1